

## 参考

2020年7月28日

# 第58回技能五輪全国大会「メカトロニクス」職種 運営要領

## 競技運営の基本的考え方

- (1) 『世界No.1』のメカトロニクス技術者を育成する競技会とする。
- (2) オープン・フェアーの精神を原則とし、常に競技委員と参加チームがコミュニケーションを密に取り、競技運営を円滑に実施できるよう協力し合う。
- (3) 全国大会を円滑に運営するためのルール・要領は大会終了毎に見直しを図り、全国大会へ向けた運営の修正・企画・立案をする場として、毎年、以下の連絡会を開催する。
  - a. 職種連絡会
    - ① 競技委員、全国大会参加チームの代表が参加する。
    - ② 近い将来全国大会に参加を予定している企業、学校関係者の代表が参加可能。
  - b. 企業連絡会
    - ① 次年度の全国大会運営に関する意見交換を目的に、全国大会参加企業が東西のグループごとに開催する。
    - ② 競技委員の参加は自由。

### (4) 連絡会開催時期と主な内容

#### 12月上旬 第1回職種連絡会

前回大会の総括、大会成績（全チーム）の公表

次回大会に向けての意見交換（運営、ルール等の見直し）

次年度幹事企業決定（幹事企業：東西各2社程度、持ち回り。国際大会出場企業を除く。）

2016年 キヤノン、ホンダEG／トヨタ自動車、ジェイテクト、デンソー

2017年 ホンダEG、日産自動車／ジェイテクト、デンソー

2018年 日産自動車、セイコーユーポソン／デンソー、豊田自動織機

2019年 セイコーユーポソン、シチズン時計マニュファクチャリング  
豊田自動織機、アイシン精機）

2020年 東地区：(正) シチズン時計マニュファクチャリング、

(副) 日立オートモーティブシステムズ

西地区：(正) アイシン精機、(副) アイシン・エイ・ダブリュ

#### 1月下旬 第1回企業連絡会（企業連絡会は、必要に応じて開催する）

意見書の取り纏め

#### 3月上旬 第2回職種連絡会

次大会運営方針の決定

次回大会に向けて、ルールブックの改定事項の可決等

#### 6月上旬 第3回職種連絡会

大会運営に必要な準備内容等の協議

大会運営資料の最終決定

#### 8月中旬 第4回職種連絡会

大会運営に関する最終確認および競技会場の状況説明

#### 8月下旬 予選会

予選会が必要であり、かつ「若年者ものづくり競技大会」などで実技による予選ができない場合

## 競技運営関係者

### (1) 競技運営の役割分担

## 技能五輪全国大会「メカトロニクス」職種 運営要領

- a. 競技主査……全体運営を取りまとめる責任者。
  - b. 競技委員……主査をサポートし、各課題の具体的要領・企画・立案を担当。また、競技当日は競技説明などを担当。
  - c. 競技補佐員…競技実施にあたり運営に係わる様々な業務で主査をサポート。各課題中のクレーム対応、得点集計、他を担当。
  - d. 協力員（以後、「審査員」とする）……競技当日、各チームの審査を担当。
- (2) 第 58 回大会の競技運営メンバー
- a. 競技主査 小林 浩昭 (職業能力開発総合大学校)
  - b. 競技委員 市川 修 (職業能力開発総合大学校)
    - 競技委員 戸枝 肇 (富士電機(株))
    - 競技委員 林 恒 (フエスト(株))
    - 競技委員 佐藤 崇志 (職業能力開発総合大学校)
    - 競技委員 千葉 康司 (フエスト(株))
    - 競技委員 森口 肇 (職業能力開発総合大学校)
    - 競技委員 出井 拓樹 (フエスト(株))
    - 競技委員 桑原 秀雄 (フエスト(株))
  - c. 競技補佐員 主査の権限で任命する。
  - d. 審査員 参加チームの指導者（競技ルールを理解している者）を、1名／チーム選出する。

## 参加資格

- (1) 参加資格は、次のいずれにも該当する者に与える。ただし、企業チームは 1 企業あたり原則として最大 2 チームまでとする（競技運営の適正化と経費抑制の為、参加チーム数をさらに制限する可能性がある）。
- a. 過去の技能五輪国際大会でメカトロニクス職種の競技に参加したことのない者であること。
  - b. 全国大会開催年に 24 歳以下であること。
  - c. 企業等に就業していない学生、訓練生（学校チーム）については、若年者ものづくり競技大会において、特に優秀な成績を収めた者であること。それ以外（企業チーム）については、都道府県職業能力開発協会会長から推薦された者で、全国大会に出場するに相応しい技能を有していると認められる者であること。
- (2) 受け入れ可能チーム数を超える参加希望があった場合は、次の要領により出場チームを選抜する。
- a. 1 企業あたり 1 チームは参加可能とする。
  - b. 前年の大会成績（2 チーム出場の場合はその平均順位）が優れている企業は、2 チーム目も参加可能とする。
  - c. 残りの出場枠については、若年者ものづくり競技大会と同時に実技による予選会を実施し、参加チームを選抜する。
  - d. 上記 c. の予選会が実施困難になった場合は、学科による予選会を実施する。

## 参加費用

- (1) 全国大会参加費・職種別負担金
- a. 全国大会を主催する中央職業能力開発協会へ参加申込時に納付する。詳細は、中央職業能力開発協会からの案内（技能五輪全国大会への参加申込みについて）を参照する。
- (2) ステーション製作負担金
- a. ステーション課題製作のため、必要に応じて参加チームの負担金を設ける。上限 10 万円/チーム、「新規ステーション製作備品費」として設備供給会社より請求がある。
  - b. 第 56 回大会見込み  
95,000 円/チーム（ステーション製作課題で用いた部品類を、各チームが持ち帰る場合）
- (3) その他の費用

## 技能五輪全国大会「メカトロニクス」職種 運営要領

- a. 競技に参加するための付帯費用（設備輸送費、交通費等）は、各チーム負担。

### メカトロニクスフォーラム

- (1) メカトロニクス職種の情報公開、及び参加者の情報交換を目的として運営されている。
- (2) 全国大会参加チームは登録する（選手以外）。
- (3) 登録は、氏名、企業・学校名、所属、メールアドレスを、主査宛に E メールで送信する。
- (4) メーリングリストのアドレス : mechatro@me.skr.jp
- (5) ホームページのアドレス : <http://mew.skr.jp/forum/>

### 競技資料

| 資料名         | 内容                               | 公開時期       | 決定時期 |
|-------------|----------------------------------|------------|------|
| 競技日程表       | 競技日程                             | 3月下旬       | 6月上旬 |
| 競技課題と採点基準   | 競技課題の概要、配点、採点基準                  | 3月下旬       | 6月上旬 |
| 持参工具等一覧     | 持参する機器・工具類                       | 3月下旬       | 6月上旬 |
| 競技要領        | 競技の取り決め、競技方法、審査方法                | 3月下旬       | 6月上旬 |
| 基本設備仕様書     | 競技用 FA モデルの仕様（使用機器図面を含む）、ロボットの仕様 | 3月下旬       | 6月上旬 |
| タッチパネル仕様書   | タッチパネル画面の仕様。                     | 3月下旬       | 6月上旬 |
| 組立作業基準書     | 組立・配線・配管などの基準書                   | 3月下旬       | 6月上旬 |
| 基本設備動作確認仕様書 | 基本設備動作確認用プログラムの仕様（サイクルタイムを含む）    | 3月下旬       | 6月上旬 |
| 仕様書定義集      | 機器の名称、仕様書で扱う語句                   | 3月下旬       | 6月上旬 |
| 競技設備仕様書     | 競技大会で使用する競技用 FA モデルと持参考品の仕様      | 大会 1~2 ヶ月前 |      |

### 競技記録について

- (1) 主催者、報道関係者、競技委員会が、競技エリア内で撮影を行う場合がある。ただし、各チームのエリアには立ち入らない。
- (2) 各チームによる撮影は、競技エリア外から行うこと。ただし、一般の観客の妨げにならないよう配慮し、以下の要領で行うこと。
  - a. 撮影対象チームおよび三脚設置場所正面のチームの許可を得たうえで、設置者・撮影対象・設置場所を明記した札（名刺サイズ程度）を付ける。
  - b. 三脚の脚の間隔は概ね 60cm 以下、ビデオカメラの高さは 140cm 以下とする。脚を固定しても良い。
  - c. 自身のチームの撮影に限り、自身の競技エリアから電源を取って良い。ケーブルを適切に処理し、電源を他に流用しない。
  - d. ビデオカメラを手に持って撮影することは制限しない（一脚の使用可）。
- (3) ウィルス等による感染の予防上、上記の条件をさらに制限することがある。必要に応じて別途定めるものとする。